

## 第 2 回香川県広域水道事業体設立準備協議会 議事録

■日 時:平成 27 年 11 月 19 日(木) 15:30～16:00

■場 所:香川県庁 21 階 特別会議室

■出席者:各委員ほか(出席者一覧のとおり)

### ■次 第

#### 1 開会

#### 2 会長(知事)挨拶

#### 3 議題

- (1)経年施設更新計画策定の基本的な考え方
- (2)広域水道施設整備計画概要図等(案)について
- (3)財政運営の基本方針等(案)について
- (4)平成 28 年度予算要求(案)について
- (5)広域化の主要スケジュール(案)について
- (6)その他

#### 4 閉会

### ■配付資料

資料1 経年施設更新計画策定の基本的な考え方

資料2 広域水道施設整備計画概要図(案)

資料3 広域水道施設整備事業費の負担区分算出の基本的な考え方

資料4 財政運営の基本方針(案)

資料5 平成 28 年度「水道広域化推進事業」予算要求(案)

資料6 準備協議会事業費の負担割合の変更(案)

資料7 広域化の主要スケジュール(案)

●事務局 開会

●会長(知事) 挨拶

●事務局  
<資料の確認>

●会長 議題(1)

これより議事に入る。

議題(1)「経年施設更新計画策定の基本的な考え方」について、事務局から説明を。

●事務局  
(主な事項の概略のみ記載。(以下同じ。))

<資料1について説明>

- ・県内水道施設の大部分は S40～S50 年代に整備され、大量更新時期を迎える。
- ・適切な更新基準を設定し、広域化を見据えて必要となる更新事業費を算出する。
- ・更新時期が一時期に集中し、事業の実現可能性に問題が生じないよう、H30 年度から 5 年ごとの集計値をその 5 年に振り割って平準化する。

- ・更新基準については、厚生労働省の手引き「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）の取組状況調査」を参考とし、設定している。
- ・この考え方は更新事業費を算出するための基本的考え方を整理するもので、今後関係団体と必要な調整を行いながら、作業を進めたい。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

無いようなので、議題（１）は、案の方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら進めることとする。

●会長 **議題（２）**

続いて、議題（２）「広域水道施設整備計画概要図等（案）」について、事務局から説明を。

●事務局

<資料２について説明>

- ・水源の一元管理や円滑な水融通を行うため、浄水場や連絡管などの再編整備について基本的な考え方を示したもの。今後、この方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら、作業を進めたい。
- ・概要図の共通事項として、ピンクの色付け枠で囲った浄水場は、設備の更新事業をして存続する浄水場。これ以外の浄水場は更新事業費を計上せず、修繕しながら運用するものの、水源の状態や施設老朽度などを判断しながら、緩やかに廃止するもの。赤の実線は送水管・配水管を、赤の点線は導水管を示す。

<資料３について説明>

- ・広域水道施設整備事業費の負担区分については、全事業費の 1/2 を全事業体の有収水量按分とし、残り 1/2 をブロック別の有収水量按分とすることを基本とする。
- ・広域水道施設整備事業は、企業団として事業を開始する平成 30 年度から 39 年度までの 10 年間で実施する計画であり、それぞれ前年度の有収水量実績値を用いて負担額を算出する。
- ・なお、これから行う財政収支や水道料金シミュレーションにおいては、直近の H26 年度有収水量実績値により負担額を算出したい。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

無いようなので、議題（２）は、案の方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら進めることとする。

●会長 **議題（３）**

続いて、議題（３）「財政運営の基本方針等（案）」について、事務局から説明を。

●事務局

<資料４について説明>

財政運営の基本方針については、H26 年度の基本的事項のとりまとめでも定めていたが、市町からの要望や意見を聞いて次のとおり見直しをしたい。

- ・損益についての要件は削除する。
- ・内部留保資金については、とりまとめを踏襲する。  
(各年の内部留保金を負とせず、区分経理終了年度の内部留保金を料金収入の 50%程度とし、平成 55 年度における内部留保金を料金収入の 50%とする。)
- ・企業債残高に、とりまとめにはなかった要件を設け、区分経理終了年度において料金収入の 3.5 倍以内とする。
- ・一般会計繰出金については、その狙いが著しい料金値上げを抑制することにあるので、「関係団体は、総務省の繰出金通知に定める繰出基準に基づき、所要額を一般会計から繰出する」こととする。

- ・所要額は、区分経理期間中に著しい料金値上げを回避するために必要な額とし、著しい値上げの定義を1回の料金改定につき平均改定率が一定の率を超える改定とし、具体的な改定率は、財政シミュレーションの結果を踏まえ、改めて検討する。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

無いようなので、議題（3）は、案の方向で検討を行い、関係団体と必要な調整をしながら進めることとする。

●会長 **議題（4）**

続いて、議題（4）「平成28年度予算要求（案）」について、事務局から説明を。

●事務局

<資料5について説明>

- ・予算要求額は総額65百万円余、うち県一般財源が20百万円余、市町等負担が45百万円余。
- ・主なものは委託料で、49百万円の内訳は水道事業認可申請書作成業務42百万円余、システム統合計画策定業務6百万円余。
- ・認可申請書作成業務は、委託期間が2年にわたるので、債務負担行為による。初年度のH28年度は3割の前金払分を計上。

<資料6について説明>

- ・市町の有収水量には企業団設立までに上水道に統合する簡易水道事業の有収水量を加える。
- ・県営水道の有収水量には、用水供給と五色台簡水に加えて工業用水の有収水量を加える。なお、システム開発の委託料については、工業用水に関係ないものを個別に判断する。
- ・H28年度から実施する認可申請書作成委託料については、小豆地区広域行政事務組合の用水供給事業も事業認可に含めることから、他の事業体と同様に有収水量按分の負担を求める。
- ・H29年度から予定するシステム開発委託料は、市町及び県水の負担とする。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

無いようなので、議題（4）は、案のとおり予算要求することで了承とする。

●会長 **議題（5）**

続いて、議題（5）「広域化の主要スケジュール（案）」について、事務局から説明を。

●事務局

<資料7について説明>

- ・このスケジュールは5月の協議会で示したものを詳しくしたもので、先に開催された幹事会において、目標として御了解いただいたものを本日の協議会に示している。
- ・5月の協議会で、広域水道事業体の設立を協議会設置後3年を目途とすると決定していることから、H30年4月の事業開始を念頭に作成した。
- ・事業認可申請には企業団名で厚生労働省に申請する必要がある。
- ・そのため、H29年9月の県市町議会で企業団設立に関する議決等を得て、企業団を設立し、県市町議会での企業団議会議員の選挙や、企業団議会での条例制定等の議決が必要。
- ・それに向けた準備として、協議会を年3回程度開催して重要事項の審議を受け、財政、組織の整備やシステム開発等をこのスケジュールで進めていきたい。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

無いようなので、議題（5）は、幹事会から目標として提示された案のとおりに進めることとする。

●会長 **議題（6）**

続いて、議題（6）その他について、事務局から何かあるか。

●事務局

特になし。

●会長

ほかに広域化に関して、何か発言はないか。

●さぬき市長

- ・各構成団体が様々な事情を抱えながら何とか広域化に向かって進んでいくので、今日のような説明は非常に大変だと思うが、事務局にはよろしくお願ひしたい。
- ・広域化には、できるだけ多くの参加が望ましく、坂出市、善通寺市にも参加してもらいたい。
- ・共通認識を持つためのいろいろな資料について、両市にも提供するよう、是非お願ひしたい。

●幹事長

- ・協議会としても坂出市、善通寺市にも参加してほしいと考えている。
- ・5月の協議会での意見を受けて、両市には、課長会や幹事会に参加してもらっているほか、折にふれて事務局が2市を訪問し、状況を報告している。
- ・本日の結果についても、改めて訪問し報告したい。

●会長

ほかには。

無いようなので、これをもって終わりとしたい。

交付金等については、本県が広域化のモデルケースとなり、全国的な展開が図られるよう、是非そういった点も配慮して、我々の納得するような形で、更新・耐震化の推進等が進むよう、厚生労働省に要望しているところであり、この点も含め、各市町とも情報共有を図りながら進めてまいりたい。

必要があれば議会の方にも私どもいつでも説明にあがるので、今後とも御協力をお願いする。

●事務局

本日は御多忙中ありがとうございます。

「以上」